

目 次

序 章 ドイツ刑事法の学び方

I	ドイツの刑事司法システム	001
II	日本との比較のポイント	002
III	本書の射程	003
IV	ドイツ刑事法への誘い	003

第 I 部 刑 法

第 1 章	刑法の歴史の概観	007
-------	----------	-----

第 2 章	刑法の犯罪論	
I	概 説	014
II	帰属の問題としての犯罪	014
III	刑法的帰責の対象	015
IV	犯罪概念と犯罪論体系	016
V	古典的犯罪概念	018
1	概 説	018
2	Beling による古典的犯罪論概念の概観	019
3	目的犯罪概念	023
VI	現代の刑法理論	027
1	Roxin の責任と答責性	027
2	Jakobs の刑法の機能的コンセプト	029
3	現代的犯罪行為論における不法と責任の区別に対する批判	031
VII	権力論的犯罪概念の概観	032

第3章 刑法の諸原則

I 法治国家の原則	037
II 罪刑法定主義	038
III 責任主義	039
IV 法益保護	040
V 法治国家原則のさらなる展開	045

第4章 構成要件

I 概 説	047
1 重罪と軽罪	047
2 犯罪の態様	048
II 構成要件	049
1 客観的構成要件要素	050
2 主観的構成要件要素	054

第5章 違法性

I 概 説	057
II 構成要件と違法性の関係	058
III 同 意	058
IV 正当防衛	059
1 緊急状況	060
2 緊急行為（防衛行為）	060
3 防衛の意思	061
4 自招防衛	061
V 正当化緊急避難	062
1 概 説	062
2 緊急事態の有責的な惹起	063
VI 許された危険	063
1 概 説	063
2 推定的同意	063
3 刑193条（「正当な利益の擁護」）について	063
4 危険な救助行為	064
VII 自救行為	064

第6章 責任

I 概説	066
II 責任概念	067
III 責任阻却・軽減事由	068
1 責任無能力または限定責任能力	068
2 年齢による責任無能力	068
3 生物学的および心理学的責任無能力	069
4 限定責任能力	069
IV 原因において自由な行為	069
V 回避不可能な禁止の錯誤	070
VI 責任阻却事由	070
1 免責的緊急避難	070
2 過剰防衛	071

第7章 未遂犯

I 概説	073
II 未遂犯の処罰根拠	073
III 成立要件	074
IV 関与の未遂	074

第8章 中止犯

I 概説	077
------	-----

第9章 共犯

I 概説	080
II 正犯	081
III 狭義の共犯	085
IV 必要的共犯	087

第10章 不作為犯

I 不作為犯の態様	088
II 保障人的地位	089
1 概説	089
2 成立要件	089

第11章 過失

I 概説	091
II 注意義務	092
III 信頼の原則	093
IV 結果の客観的予見可能性要件による過失責任の限界	093

第12章 錯誤論

I 概説	096
II 構成要件該当性に関する錯誤	097
1 不認識	097
2 誤った仮説	097
III 構成要件要素の錯誤	097
1 不認識	097
2 誤った仮説	098
IV 因果経過の錯誤	098
V 行為客体に関する錯誤	099
1 結果が発生した客体に関する侵害の不認識	099
2 打撃の錯誤の形態における因果のずれ	099
3 攻撃客体に関する錯誤	099
VI 正当化事由の事実的要件についての錯誤	100
1 不認識	100
2 誤った仮説	100
VII 正当化事由の法的限界についての錯誤	101
VIII 責任要件に関する錯誤	101
IX 免責構成要件の錯誤	102
X 禁止の錯誤	102
XI 他の錯誤類型	103
1 免責構成要件の錯誤	103
2 人的刑罰阻却事由の錯誤	103

第13章 刑法各論

I ドイツ刑法の配列	105
II ドイツ刑法各則における特徴	107

第II部 刑事訴訟法

第14章 総論

I	刑事訴訟法の歴史と現行法の概観	115
1	歴史	115
2	現行法概観	117
II	刑事手続法の法源	117
1	刑事訴訟法と裁判所構成法	117
2	補足的な規定	118
3	周辺の規定	119
4	国際法、とくにEU法	119
III	刑事裁判所の構成	121
1	裁判管轄	121
2	裁判官の除斥・忌避	127
3	検察官と警察	128
IV	刑事手続の当事者	132
1	被疑者・被告人	132
2	弁護人	135
V	刑事手続法の諸原則	145
1	手続開始に関する原則	145
2	手続実施に関する原則	148
3	証拠に関する原則	153
4	手続の形式に関する原則	155

第15章 起訴前手続

I	捜査手続総論	158
1	捜査手続の意義	158
2	捜査の開始	158
3	捜査活動	160
4	捜査の終結	161
II	強制処分総論	161
1	強制処分と基本権制約	161
2	管轄	162

3	対象者の法的保護	163
4	捜査手続改革の必要性	164
Ⅲ	身体拘束処分	164
1	勾留	164
2	仮拘束（逮捕）	168
3	引致	169
4	追跡的措置	169
Ⅳ	物的証拠を収集する手続	170
1	鑑定、身体検査等	170
2	捜索・押収	173
3	隠密的捜査活動	175
Ⅴ	被疑者・被告人の尋問	179
1	証拠としての被疑者・被告人	179
2	禁止される尋問手法	180

第16章 起訴手続

Ⅰ	公訴提起	183
1	起訴法定主義と起訴便宜主義	183
2	起訴強制手続	184
3	公訴提起手続	184
4	公訴提起の効果	185
5	略式命令手続	185
Ⅱ	公判開始手続（中間手続）	186
1	総論	186
2	手続	187
Ⅲ	訴訟の対象	187
1	総説	187
2	訴訟対象の同一性	188
3	訴訟対象の不可分性	189
4	複数の訴訟対象	189
Ⅳ	訴訟条件	190
1	訴訟条件の概念	190
2	個別の訴訟条件	190
3	訴訟条件に関する手続とその帰結	191
Ⅴ	訴訟行為	192
1	訴訟行為の概念	192

2	有効条件	192
第17章 公判手続		
I	公判の準備	196
II	公判手続	196
1	公判手続の構成	196
2	手続の進行	197
3	判決合意手続	198
4	公判調書	200
5	被害者参加	201
III	証拠法総論	203
1	証 明	203
2	証拠調べの対象	205
3	証拠禁止	207
IV	人的証拠	209
1	証 人	209
2	鑑定人	213
V	物的証拠	214
1	検 証	214
2	文 書	215
3	録音・録面証拠	215
VI	裁 判	216
1	裁判の形式、種類	216
2	裁判の通則	216
3	判 決	217
4	判 決 書	217
5	裁判の効力（確定力）	218
第18章 法的救済手続		
I	上 訴	221
1	上訴概説	221
2	控 訴	222
3	上 告	224
4	抗 告	226
II	再 審	227
1	再審の意義	227

2	再審事由	227
3	再審の手続	228
補論	ドイツにおける法曹養成システム	229
1	はじめに	229
2	法曹養成の法的枠組み	230
3	法曹養成制度の改革	230
4	法学の学修	231
5	司法修習	233

第III部 刑事政策

第19章 制裁論

I	量 刑	237
1	量刑学説	237
2	量刑のプロセス	238
II	刑事制裁の種類	240
1	刑罰の概要	240
2	罰 金 刑	241
3	自 由 刑	245
4	運転禁止	250
5	利益収奪, 没収	251

第20章 責任と保安処分

I	保安処分の理論的基礎	255
1	二元主義	255
2	保安処分の正当化根拠	255
3	比例原則	256
II	自由の剥奪を伴う保安処分	257
1	精神病院収容	257
2	禁絶処分	258
3	保安監置	260
4	刑罰と保安処分が併科される場合の執行順序	263
5	自由剥奪を伴う保安処分の執行猶予と終了	264
6	保安処分としての社会治療施設収容	265
III	自由の剥奪を伴わない保安処分	266

1 行状監督	266
2 運転許可の取消し	267
3 職業禁止	268

第21章 施設内処遇と社会内処遇

I 施設内処遇	272
1 行刑法の基礎	272
2 行刑過程	274
II 社会内処遇	279
1 社会内処遇の概要	279
2 保護観察	280
3 保護観察官の役割	282

第22章 少年司法

I 少年司法制度の変遷	285
II 少年司法制度の基礎	286
1 少年裁判所法の目的	286
2 人的対象(年齢)	287
3 手続の関与者	287
III 手続	290
1 手続の基本構造	290
2 手続打切り	291
3 未決勾留	292
4 執行(少年行刑法の問題)	292
IV 実体的処分(裁判所が言い渡す処分)	293
1 定式的な処分	293
2 教育処分	293
3 懲戒処分	294
4 少年刑	295

あとがき

事項索引(日独単語対照表)